

主鎮木源五左衛門緊治で、法名を連善といふた。德善は俗名を兵衛緊常といひ、富樫助次郎の姉智として、一向一揆と戦つたが、文明七年四月十三日城を嫡子右衛門尉緊時に譲り、次男吉藏繁行法名徳圓と共に連如の弟子となり、石川郡割出郷に居住し、文龜四年三月廿五日寂した。徳圓の嫡子に徳了がある。これは袖日記の所載であるから正否は判らぬ。

カブラキヨリノブ 鎮木頼信 通稱右衛門尉。鎮木右衛門大夫入道常專の子。天正四年金澤御坊の七里三河頼周が上杉謙信と和せんとするに當り、頼信は之に反對して將に誅戮せられんとするや、加賀北二郡の一揆は八月廿一日連署して、之を本願寺の坊官下間刑部卿法眼に訴へた。五年九月謙信七尾城を陥れ、次いで七尾を救援せんが爲に加賀に侵入し大織田軍を邀撃せんとして、南上の途先づ頼信の松任城を圍んだが、頼信は防戦甚だ力めて容易に屠るを得なかつた。謙信は爲に久しきに渉るの不利を慮り、一萬貫の地を興へる條件で和を議したので、頼信之を容れ、家臣白石右近を遣はして謙信に謁せしめ、謙信はそれを矯うて短刀を贈つた。既にして織田軍は撤退したから、謙信も亦七尾に歸つた。これは長氏家傳の記する所である。然るに越登賀三州志には本誓寺記を引用して、謙信は松任城を圍んだが、急に抜くことを得なかつたから、陣僧燈明寺を派して和を講ぜしめ、謙信の本營石川郡太平寺と松任との中間に會見を約した。頼信之を諾して城を出でたが、謙信は豫め計を定め、頼信と燈明寺と併せ殺したとしてゐる。しかし、この説の信すべからざることは、天正七年に上杉景勝から鎮木右衛門に與へた書狀のあるによつて知られる。

蓋し鎮木氏に於いて右衛門と稱するものは、一は右衛門大夫常專で、一は右衛門尉頼信である。頼信に三子あつて、長は本誓寺の僧となつた了誓で、次は天正六年越前龍波川に戦死した某とし、三は勘解由と稱した。然らば天正七年景勝によつて右衛門と呼ばれた者は、頼信を指して他に求めることを得ぬ。頼信が謙信の爲に害せられなかつたこと、之に依つて確實である。

カフ — **カホ**

カヘイ 貨幣 (一)種類—加賀藩の金銀貨幣は、前田利家が豊臣秀吉の爲す所に倣ひ、貨幣製造の事務に熟達した後藤用助を請ひ得、別に矢田主計を相司としたに起るといはれる。その後利長・利常の世にも亦種々の金銀貨幣を造つたが、五代綱紀の寛文七年、藩の製造したる貨幣通用を禁止し、漸次幕府のものと交換すべき命を下した。凡そ此の間に於ける貨幣の多種なりしことは、近藤守重の金銀圖譜に擧げたる總數百三十五の内、二十二種が加賀藩のものなることを以ても知られる。また森田平次の著せる三州寶貨録には、この藩のものなりと推定し得べきもの四十八種を擧げ、大藏省發行の大日本貨幣史は、三州寶貨録以外同省所藏のものを加へたるが故に、更にその數を増してゐる。↓キンカ 金貨。ギンカ 銀貨。ゼニ 錢。

(二)交換比例—金一枚(大判)は金七兩二分(小判)に當り、金一兩を銀六十四匁、金一分を銀十六匁、金一朱を銀四匁とし、錢一貫文を金一分又は銀十六匁に交換する。故に錢四貫文は金一兩に當る。又金一分を百疋といふは、錢十文を一疋といひたるより起る。銀貨は、古く丁銀・豆板銀の通用した頃量目で秤つたもので、銀四十三匁を銀一枚といふは、丁銀一枚の量目から起るのである。以上は公定比率であるが、加賀藩では文政以降銀札を發行した後の取引は、多く正銀ではなく、この不換紙幣による計算であつたから、硬貨との交換相場は時々變動した。

(三)本位貨幣—加賀藩の通貨は慶長の頃より多く銀貨を用ひ、次いで寛文七年に至り幕府の貨幣を用ひた後に於いても、諸色相場は皆銀本位で、錢を補助貨幣とした。この點に於いては、他藩の金貨を本位とするものと全く趣を異にしてゐた。

カヘシブ 返歩 ↓ハタナホシシカイ 畑直新開。

カヘチ 替地 藩政の時、村方が隣村と地元を交換するを替地といひ、兩村領錯綜して地味に厚薄なき時、示談の上同歩數を交換せんと出願する時に許される。若し地味相違し歩數も均しくないが、收穫の量が同じいといふので替地を出願しても許されなかつた。

カヘモン 替紋 定紋に對して、幾分その形式を變じ、又は全然異なるもその家に常用するものをいふ。加賀藩士の慣習では、主人と嫡男は定紋を用ひるが、婦人及び二三男は替紋を使用した。

カヘリヤマスケエモン 歸山助右衛門 天正十二年前田利家に仕へ、五百石を受け、大坂の役に使番を勤め、後役に柵際で首一つを得、同年隠居して宗堅と號し、子忠兵衛をして家督を續かしめた。寛永十七年歿。

カヘリヤマスケエモン 歸山助右衛門 母は小泉助右衛門の女で、藩の御奥に仕へ、後に百四歳で歿した。助右衛門寛永十一年父忠兵衛の遺知五百石を襲ぎ、十三年稻葉宇右衛門の女を娶り、宇右衛門が十七年切腹を命ぜられた際、その智たる故を以て連座する筈であつたが、母の歎願によつて許された。後寛文七年越中境關所奉行に任ぜられ、七十歳にして免除、元祿十一年二月十日九十五歳を以て歿し、その妻は寶永五年十月十五日百三歳で逝去したといふ。

カホウノクスリ 家法の藥 加賀藩では武士の家に、家法と稱し、秘傳の藥劑を調合して所望人に分與販賣した。その高名なのは、多賀の賢丸・庄田の萬金丹・栗田の白蛇散・上坂の癩疽の藥・小林の金瘡藥・福田の神教丸・熊谷の桑山保童園・笠間のつき日の藥・林の咽喉風の藥・高田の面疔の藥・村田の五香湯・早川のやけど藥などである。

カホウノミヤ 加賀宮 加賀宮は加賀神社ともいふ。能美郡なる尾添村に在つた。白山記に「坂下畢有「王子」云々。次有「寶社」名「加賀」虚空藏菩薩垂迹也。」といひ、式内等舊社記に「加賀宮神社。山内庄尾添村鎮座。舊社也。」といひ、金子有妻の白山史には、尾添村のことを述べて、「其東溪上林中有「加賀宮。其岸下有「洞。安「虚空藏尊。村中將」有」凶。洞中必鳴動。祠旁有「寶藥坊遺址。」と記されてゐる。加賀宮又誤つてかこの宮といひ、永正六年の白山禪定私記にも加子宮と書かれてゐる。

カホウロク 加邦錄 三冊。加賀藩に關する種々の事實を記す。文中に我が祖昔地四郎